

陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

令和 6 年 / 月 3 / 日

下野市 議会議員
石田 陽一 殿

陳情者

栃木県宇都宮市西川田町 1193-7

電話番号 090-3542-9545

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める栃木県民の会

代表 兼子 孫芳



政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、令和 5 年だけで地方議会 35 か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金に関する実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも 3 割（3 人に 1 人）、多い自治体では 8 割（5 人に 4 人）にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、アンケート調査を実施して初めて明らかになった自治体がほとんどです。

例えば、千葉県長生（ちょうせい）村議会の調査結果でも、「政党機関紙の勧誘、購読の強要」の実態が明らかになりましたが、調査が行われるまで、職員は議員から受けているハラスメントについて「誰にも相談できなかった」というのです。上司や行政担当者にハラスメントの訴えの届いていないことが、ハラスメントが存在しないということではないのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020 年 6 月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「庁舎内においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ない」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘に対して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

<陳情項目>

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

